

広島城天守の木造復元に向けた技術検討業務基本仕様書

1 業務名

広島城天守の木造復元に向けた技術検討業務

2 業務概要

広島城の天守群（大天守、東小天守、南小天守、東廊下及び南廊下をいう。以下同じ。）については、木造復元に向けて、天守台及びその周辺の石垣の現況調査や、復元等の根拠となる資料集の作成を進めている。

本業務は、鉄筋コンクリート造の現天守の解体及び天守群の復元等（「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（令和2年4月17日文化審議会文化財分科会決定）における「復元」及び「復元的整備」をいう。以下同じ。）に向けて、石垣をはじめとする史跡の遺構（以下「文化財」という。）等への影響、現天守の解体及び天守群の復元等に係る技術的課題等について考古学的視点及び工学的視点から基礎的な検討を行うものである。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 業務場所

広島城区域内（別紙のとおり。）

5 業務にあたっての留意事項

(1) 文化財保存への配慮

広島城区域の大部分は国の史跡「広島城跡」に指定されていることから、当該史跡の本質的価値を理解するうえで不可欠な文化財の保存に十分配慮し、その影響の検討や予測にあたっては、可能な限り科学的・定量的な手法を用いること。

(2) 高い蓋然性の確保

史跡の価値や歴史的事実を正しく伝えていくため、復元等の検討にあたっては、史資料や研究成果を踏まえた学術性に裏打ちされたものとする。

6 業務内容

(1) 基本的条件の整理

史資料等を基に、以下について整理する。

- ア 文化財の現状（現天守の解体及び天守群の復元等に伴う影響が想定される範囲）
- イ 現天守の解体により想定される文化財への影響
- ウ 天守群の復元等により想定される文化財への影響

(2) 必要な調査内容の検討

現天守の解体及び天守群の復元等にあたって必要となる調査（内容、方法、範囲（実施箇所）、所要期間、費用等）について検討する。

(3) 文化財の保存に係る検討等

- ア 6(1)及び(2)を踏まえ、文化財保存の観点から現天守の解体及び天守群の復元等の課題を整理する。
- イ 6(1)及び上記アを踏まえ、現天守の解体及び天守群の復元等における文化財保存の方針について検討を行う。

(4) 現天守の解体に関する検討

現天守の解体について、以下の検討を行う。

- ア 現天守の評価に向けた整理
評価に向け、史資料等に基づき、現天守のこれまで果たしてきた役割や課題等について整理する。
- イ 解体範囲の検討
現天守の設計図書等に基づき、解体の範囲を検討する。
- ウ 施工条件の整理
史資料等を踏まえ、現天守の解体に係る施工条件を整理する。
- エ 文化財の保存を踏まえた現天守の解体工法等の検討
6(3)及び(4)イ、ウを踏まえ、現天守の解体に係る具体的な工法及び仮設計画について検討する。
- オ 工程等に関する検討
現天守の解体に係る工程及び概算費用について検討する。

(5) 天守群の復元等に関する検討

天守群の復元等について、以下の検討を行う。

- ア 復元以外の整備手法との比較衡量等
復元等の意義について検討・整理するとともに、史跡の理解・活用などの側面から木造復元以外の整備手法（耐震改修等）との比較衡量を行う。
- イ 復元等の蓋然性の考証
史資料等を踏まえ、天守群の位置・規模・構造・形式等、材料・工法等について検討し、復元等の蓋然性について考証する。
- ウ 復元等の範囲等の検討
6(5)イを踏まえ、復元等の範囲及び復元時代の設定を検討する。
- エ 施工条件の整理
史資料等を踏まえ、復元等に当たっての施工条件を整理する。
- オ 文化財の保存を踏まえた復元等の検討
6(3)及び(5)イ、ウ、エを踏まえ、天守群の具体的な復元等の工法（液状化対策、基礎を含む。）及び仮設計画、並びに使用木材の樹種や調達方法等について検討する。
- カ 歴史的・自然的な風致・景観との整合性に関する検討
天守群の復元等と史跡の歴史的・自然的な風致・景観との整合性について検討する。
- キ 関連法令に対する対応の検討
建築基準法、消防法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）などへの対応、防災上の安全性の確保について検討する。
なお、バリアフリー法への対応については、天守群及び広島城区域を対象として発注者と関係者等との協議に必要な資料作成などの支援を行う。
- ク 工程等に関する検討
復元等に要する工程及び概算費用、中長期的な改修工事費用、維持管理費用の概算について検討する。
- ケ 活用・管理の検討
現天守の解体及び天守群の復元等の過程に係る活用、復元等の後の活用・管理の方針・方法について検討する。

(6) 現天守の解体及び天守群の復元等に向けた今後の課題の整理

6(1)～(5)を踏まえ、今後、現天守の解体及び天守群の復元等の設計等を進めていく場合において調査・検討が必要と考えられる課題等について整理する。

7) 各種会議等への出席及び運営支援

有識者により構成される「(仮称) 広島城天守の復元等に関する検討会議」に必要な資料及び会議録の作成など、会議の運営を支援する。また、史跡広島城跡整備基本計画の改訂に係る会議及び文化庁協議などへの出席、必要な資料及び協議録の作成などを行う。

なお、各会議等の開催頻度は、以下のとおり想定している。

会 議 等	頻 度※	場 所
(仮称) 広島城天守の復元等に関する検討会議	年4回程度	広島市
史跡広島城跡整備基本計画の改訂に係る会議	年数回程度	広島市
文化庁協議	年2回程度	京都市

※頻度は、検討状況により増減の可能性がある。

7 成果物について

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。
- (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」(以下「手引」という。)に基づいて作成したものを指す。

成果物は、手引に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-Rを原則とする。)で2部、電子データの印刷物(簡易製本)2部、原図(成果物として指定のある場合)一式を提出すること。

- (3) 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- (4) 成果物として、6の内容を整理した報告書を作成し、提出する。
 - ア 業務報告書 2部
 - イ 概要版 一式(調査・検討結果をA3サイズ、数枚程度に分かりやすく取りまとめたもの。)
 - ウ 業務記録書 一式
 - エ その他関係資料 一式

8 受注者に貸与する資料

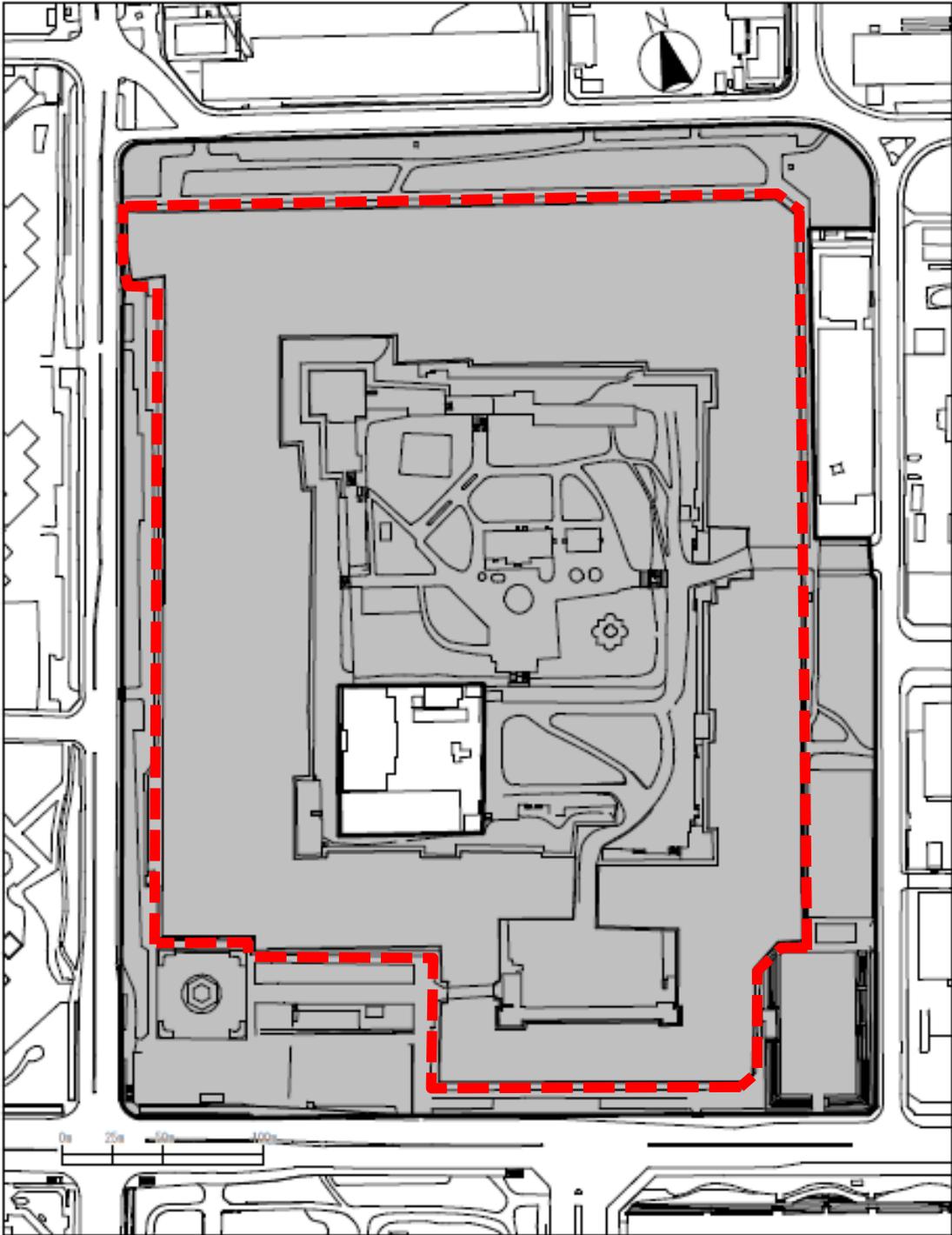
- (1) 広島城天守閣木造復元基礎調査業務 報告書(令和3年3月)
- (2) 広島城天守閣木造復元基礎調査追加業務 報告書(令和3年3月)
- (3) 広島城天守木造復元資料集(令和5年3月)
- (4) 広島城天守台石垣現況調査業務 調査結果(令和4年3月)
- (5) 広島城小天守台等石垣現況調査業務 調査結果(令和5年3月)
- (6) 広島城天守閣地質調査業務 報告書(平成31年3月)
- (7) その他必要となる資料について協議のうえ、貸与する。

9 その他

- (1) 受注者は、発注者と十分に協議のうえ、業務を遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、広島城のあり方に関する懇談会における意見(令和3年3月)のほか、広島城のあり方に関するこれまでの検討の経緯を十分に理解したうえで、業務を遂行しなければならない。
- (3) 打合せは、基本的にひと月に1回の頻度で実施するが、協議のうえ、発注者が必要と判断した場合は随時実施する。
- (4) 打合せ、関係機関等との協議、関係者へのヒアリング等を行う場合は、必要な資料を作成するとともに、終了後速やかに議事録を作成し提出すること。
- (5) 受注者は、本業務に関連する他業務との綿密な連携を図るための発注者の内部調整等に協力しなければならない。
- (6) 発注者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受注者に仕様

変更の協議を申し出る場合がある。この場合、協議に応じること。

- (7) 受注者は業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告・協議を行い、その指示を受けること。
- (8) 業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。
- (9) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。
- (10) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、全て発注者に帰属する。
- (11) 受注者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、発注者は契約を解除して損害賠償させる場合がある。



広島城区域



史跡広島城跡指定範囲